

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

石綿確定診断等事業について

標記事業の実施については、平成21年7月28日付け基勞補発0728第1号「石綿確定診断等事業の実施について」（以下「21年内かん」という。）により指示してきたところであるが、今般、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基發0329第2号）が発出されたことに伴い、標記事業について下記のとおり所要の改正をしたので、その的確な運用に遺漏なきを期されたい。

本内かんの施行に伴い、21年内かん及び「石綿確定診断等事業の運用に当たり留意すべき事項について」（平成21年7月28日付け厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室長名事務連絡）は廃止する。

記

1 石綿確定診断等事業の目的

中皮腫等の石綿関連疾患に係る労災認定においては、各種の検査結果に基づく石綿関連疾患であることの確定診断や、胸膜プラークの有無、石綿小体の本数等の医学的な所見が不可欠である。そこで、これらの診断等を的確に実施し、迅速・適正な労災認定を図るため、委託事業として、高度な専門知識と豊富な経験を有する複数の専門家による石綿関連疾患の確定診断等を実施する（以下「石綿確定診断等事業」という。）ものである。

2 石綿確定診断等事業での実施事項

受託者は、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、労働基準監督署長（以下「署長」という。）からの依頼等に基

づき、委員会で以下の事項を実施する。

- (1) 石綿関連疾患についての確定診断
- (2) 石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等
- (3) 石綿小体及び石綿繊維の計測

なお、石綿繊維の計測については、石綿小体の計測の結果、委員会が必要であると判断した場合に、受託者から計測機関に依頼して実施する。

3 石綿確定診断等の依頼対象

署長は、次に該当する場合は必ず、受託者に対し確定診断等の依頼を行うこと。

(1) 確定診断等

ア 肺がん

- (ア) 主治医等による「原発性」であるとする診断に関し、労災医員等による意見書(以下「医員意見書」という。)において疑義が示されたもの。
- (イ) 主治医等による「第1型以上の石綿肺」又は「胸膜プラーク」の所見ありとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (ウ) 主治医等による「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの」に該当するとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (エ) 主治医等による「胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一側の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの」に該当するとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。

イ 中皮腫

- (ア) 主治医等による「中皮腫」であるとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (イ) 主治医等による「第1型以上の石綿肺」の所見ありとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (ウ) 主治医等において「胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜以外の部位の中皮腫」であると診断されたもの。

ウ 良性石綿胸水

主治医等において「良性石綿胸水」であると診断されたもの。

エ びまん性胸膜肥厚

- (ア) 主治医等による「びまん性胸膜肥厚」であるとする診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (イ) 主治医等による肥厚の広がりについての診断に関し、医員意見書において疑義が示されたもの。
- (ウ) 主治医等による呼吸機能障害の程度についての診断に関し、医員意見書にお

いて疑義が示されたもの。

(2) 石綿小体の計測

肺がんの事案であって、第1型以上の石綿肺及び胸膜プラークのいずれの所見も認められず、かつ、石綿小体の計測が行われていないもの（肺組織が採取されているものに限る。）。

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、石綿による疾病の認定に関する医学的な事項について、迅速・適正な事務処理の観点から、本事業に依頼することが適当と判断するもの。

4 石綿確定診断等の依頼に当たっての留意事項

(1) 石綿確定診断等の依頼は、労働局を経由することなく、署長が直接受託者あて別紙1により書留郵便にて送付するとともに、当該依頼書の写しを当課職業病認定対策室（以下「職業病認定対策室」という。）あて送付すること。

なお、石綿確定診断等事業に係る意見書料等については、本省において一括して支払うこととしているので、労働基準監督署（以下「署」という。）からの意見書料の支払いは要しないこと。

(2) 石綿確定診断等を依頼する際に添付する医学的資料等は次のとおりである。

なお、以下に示す医学的資料が入手できない場合には、職業病認定対策室に連絡し、対応について指示を受けること。

ア 肺がん

(ア) 上記3の(1)のアの(ア)に係るもの、

主治医等が原発性であるとした意見書及び労災医員等の意見書のほか、原発性の診断に係る胸部エックス線写真及び胸部CT画像、病理組織学的診断報告書の写し、病理組織標本

(イ) 上記3の(1)のアの(イ)に係るもの

臨床経過の分かる胸部エックス線写真及び胸部CT画像のすべて

また、胸腔鏡検査、手術、剖検等で胸膜プラークの所見が得られている場合は、胸腔鏡検査結果及び当該検査時における画像（写真等）、手術記録及び剖検記録

(ウ) 上記3の(1)のアの(ウ)及び(エ)に係るもの

主治医の判断の根拠となったものを含め、臨床経過の分かる胸部エックス線写真及び胸部CT画像のすべて

イ 中皮腫

(ア) 上記3の(1)のイの(ア)に係るもの

他疾患との鑑別根拠に係る医証のほか、病理組織学的検査が行われている場合は、その検査記録、病理組織学的検査が行われていない場合には、胸部エックス線写真、胸部CT画像、体腔液細胞診、臨床検査結果（腫瘍マーカーを含む。）及び臨床経過に係る資料

(イ) 上記3の(1)のイの(イ)に係るもの

臨床経過の分かる胸部エックス線写真及び胸部CT画像のすべて

(ウ) 上記3の(1)のイの(ウ)に係るもの

病理組織学的検査記録、胸水細胞診等の体腔液細胞診検査記録、エックス線写真、CT画像のほか、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果（胸水（CEA、CYFRA、ADA、ヒアルロン酸値等）、末梢血白血球数及び血小板数、血清CRP値等）

ウ 良性石綿胸水

胸水の検査結果（性状、浸出液か漏出液かの鑑別のための検査を含む生化学的検査、細胞診を含む細胞学的検査、細菌学的検査、CEA、CYFRA、ADA、ヒアルロン酸値等）、胸部エックス線写真（正面から撮影したものを必ず含めること。）及び胸部CT画像のすべて、胸水貯留をきたす他の疾患の有無を示す医証（既往歴・現病歴、リウマチ因子等の検査結果等）

エ びまん性胸膜肥厚

(ア) 上記3の(1)のエの(ア)に係るもの

胸部エックス線写真、胸部CT画像のほか、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別根拠等の医証

(イ) 上記3の(1)のエの(イ)に係るもの

胸部エックス線写真及び胸部CT画像

(ウ) 上記3の(1)のエの(ウ)に係るもの

スパイロメトリー検査、フロー・ボリューム曲線検査、動脈血ガス測定検査等の呼吸機能検査結果（チャート図の付いているもの。）

オ 石綿小体の計測

医療機関から取り寄せた肺組織（ホルマリン固定組織又はパラフィン包埋組織）

(3) 提出した医学的資料のみでは判断できない場合には、受託者から関係資料の追加提出の依頼がなされる場合があるので、適切に対応すること。

5 石綿確定診断等の結果

委員会における石綿確定診断等の検討結果については、「別紙2 石綿確定診断委員会意見書の送付について」により書留郵便にて受託者から当該依頼した署長あて送付されること。

また、署から受託者あてに送付した医学的資料についても書留郵便にて返却されること。

6 石綿確定診断等事業における機密保持

石綿確定診断等事業の実施に当たっては、本省と受託者との間で機密保持契約を締結しており、受託者において機密保持が担保されていること。

7 その他

石綿確定診断等事業の受託者については、別途、当課職業病認定対策室長事務連絡により都道府県労働局労働基準部労災補償課長あて通知されること。

〇〇基署発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

受託者 代表者 あて

〇〇労働基準監督署長

石綿確定診断等の依頼について

被災労働者〇〇 〇〇に係る標記について、別添のとおり依頼いたします。
なお、下記の資料を提出します。

記

- 1 請求書の写し
- 2 石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票の写し
- 3 主治医等の意見書の写し
- 4 労災医員等の意見書の写し

○ 医療機関から提供された資料

資料を提供した医療機関名 _____	
(当該医療機関での患者 ID _____)	
エックス線写真	枚
CT画像	枚
その他 ()	枚

○病理組織	
プレパラート _____	枚
【標本番号 _____】	
組織ブロック _____	個
【標本番号 _____】	

石綿確定診断等依頼書

依頼日 年 月 日 ()

1 依頼者に関する事項

労働基準監督署名 _____	監督署 _____	担当者名 _____
		連絡先 TEL () - _____

2 依頼の内容

(1) 肺がん

原発性肺がんの診断の妥当性

第1型以上の石綿肺の所見の有無

胸膜プラークの所見の有無

(胸膜プラークが認められる場合)

「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの」に該当するか否か

「胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの」に該当するか否か

(2) 中皮腫

中皮腫の診断の妥当性

第1型以上の石綿肺の所見の有無

(3) 良性石綿胸水

良性石綿胸水の診断の妥当性

(4) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚の診断の妥当性

肥厚の広がり程度

呼吸機能障害の程度

(5) 石綿小体の計測 (肺がん事案に限る。)

- (6) 上記(1)から(5)までのほか、石綿による疾病の認定に係る医学的な事項について、迅速・適正な事務処理の観点から、本事業に依頼することが適当と判断するもの

(依頼内容)

(依頼理由)

3 被災労働者に関する事項

別添「石綿による疾病の業務起因性のための調査票」の写しのとおり。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

受託先 代表者

石綿確定診断委員会意見書の送付について

標記について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴職から依頼がなされた被災労働者〇〇 〇〇に係る確定診断等について、別添のとおり意見書を送付いたします。

石綿確定診断委員会意見書

委員会委員氏名 〇〇 〇〇 ⑩
 〇〇 〇〇 ⑩
 〇〇 〇〇 ⑩
 〇〇 〇〇 ⑩
 〇〇 〇〇 ⑩

(ふりがな) 氏名	性別	生年 月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日(歳)
	男・女					

1 被災労働者

2 依頼事項についての意見等

(1) 肺がん

- 原発性肺がんと (認めます ・ 認めません)
- 第1型以上の石綿肺の所見を (認めます ・ 認めません)
- 胸膜プラークの所見を (認めます ・ 認めません)

【胸膜プラークが認められる場合】

- 「胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの」に (該当します ・ 該当しません)
- 「胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一側の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の1/4以上のもの」に (該当します ・ 該当しません)

(2) 中皮腫

- 中皮腫と (認めます ・ 認めません)
- 【中皮腫と認められる場合】：発生部位 ()
- 【中皮腫と認められない場合】：疾患名 ()
- 第1型以上の石綿肺の所見を (認めます ・ 認めません)

(3) 良性石綿胸水

- 良性石綿胸水と (認めます ・ 認めません)
- 【良性石綿胸水と認められる場合】
- 胸水が持続貯留し被包化されたものに (該当します ・ 該当しません)
- 【胸水が持続貯留し被包化されたものに該当する場合】
- 呼吸機能障害の程度は、びまん性胸膜肥厚に係る著しい呼吸機能障害の要件に (該当します ・ 該当しません)

(4) びまん性胸膜肥厚

石綿による「びまん性胸膜肥厚」と（ 認めます ・ 認めません ）

肥厚の広がり程度は、労災認定要件に（ 該当します ・ 該当しません ）

呼吸機能障害の程度は、労災認定要件に（ 該当します ・ 該当しません ）

(5) 石綿小体及び石綿繊維の計測

別紙「石綿小体計測結果報告書」参照

別紙「石綿繊維計測結果報告書」参照

(6) その他の回答事項

3 上記2 ((5)を除く) の意見であると判断した根拠

4 その他特記すべき事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇

石綿小体計測結果報告書

1 症例の要約

〇〇労働基準監督署

労働者氏名：〇〇 〇〇 (〇〇歳)

病名：

職歴：

2 石綿小体計測結果

① 計測の詳細

石綿小体計測実施施設名：

計測年月日：

検査材料：

計測方法：

② 肺組織の計測結果

検体保存状態：

検体部位：

③ 計測結果

検体部位	湿重量(g)	乾燥重量(g)	石綿小体濃度 (本/g 乾燥肺)	検出下限値 (本/g 乾燥肺)

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

石綿繊維計測結果報告書

1 症例の要約

〇〇労働基準監督署

労働者氏名：〇〇 〇〇 (〇〇歳)

病名：

職歴：

医学的所見及び石綿小体の計測結果：

石綿繊維計測依頼理由：

2 肺組織中の石綿繊維の計測結果

① 分析試料と試料処理方法 (参考文献)

計測に使用した検体：

試料処理方法：

電子顕微鏡試料作製方法：

電子顕微鏡による計測方法：

② 結果

表1 組織重量、分取率、電子顕微鏡計測視野範囲等

検体名	湿重量(g)	乾燥重量(g)	分取率	電顕メッシュタイプ	計測視野数

表2 石綿繊維数濃度

検体名	5 μ m超繊維数 [本/g 乾燥重量]	1 μ m超繊維数 [本/g 乾燥重量]	総繊維数 [本/g 乾燥重量]

表3 石綿種別ごとの繊維数濃度

繊維の種類	5 μ m超繊維数 [本/g乾燥重量]	1 μ m超繊維数 [本/g乾燥重量]	総繊維数 [本/g乾燥重量]

③ 所見

(参考文献) ※実際に用いた試料処理方法が記載されている参考文献。

(添付図) ※検体中の石綿繊維の電子顕微鏡写真を添付。

以上